（令和５年４月）

認定職業訓練実施付加奨励金支給申請のご案内

認定職業訓練実施付加奨励金（以下、付加奨励金という。）の支給申請につきまして、
下記のとおりご案内しますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

１．支給申請期限

訓練終了日の翌日から４か月以内

２．支給要件

訓練修了者等の**就職率が３５％以上**であること。

◆就職率の算定式

$$\frac{\text{訓練修了者のうち就職した者（※）+就職を理由とした中途退校者}}{\text{訓練修了者+就職を理由とした中途退校者}}$$

（※１）訓練終了日において65歳以上の者の数は分母及び分子から除いて算出します。

（※２）分子での「就職」した者とは、訓練終了日から（令和２年１月１日以降開講コースについては訓練終了日の翌日から）起算して３か月以内に、下記①②のいずれかを満たす者とされております。

①雇用保険の一般被保険者（雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び第43項第１項に規定する日雇労働保険者を除く。）以下同じ。）となった者
②雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主となった者

（※３）就職した者の雇用保険加入状況について、労働局が雇用保険システムから加入状況を確認し、①②の要件を満たした者のみを「就職」としてカウントし就職率を算定することになります。
（その結果、訓練実施機関が考えていた就職率と、労働局が確認した就職率が異なることがあります。）

（※４）就職率の確認日
訓練終了日の翌日から起算して「６か月を経過する日」時点の雇用保険加入状況により算定いたします。

３．提出書類
①認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書（様式A-33）
②求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書（様式A-21）の写し
③基本奨励金支給決定通知書（A-35）の写し
④就職状況報告書（訓練機関）（様式A-15）の写し
⑤就職状況報告書（受講生）（様式A-14）の写し
⑥認定職業訓練就職者名簿（様式A-34）

自社等就職の場合のみ

⑦労働条件確認書類（労働条件通知書の写し、雇用契約書の写し等）
⑧雇入れから２ヶ月間の勤務実態がわかる書類（出勤簿の写し、賃金台帳の写し等）

※「付加奨励金支給申請時チェックリスト」により確認のうえ、ご提出ください。

４．留意事項
★支給申請の詳細については、認定職業訓練実施奨励金の支給申請のご案内をご確認ください。
★支給申請書提出後に訓練終了日から（令和２年１月１日以降開講コースについては訓練終了日の翌日から）３か月以内に就職した修了生等から、就職状況報告書が追加回収でき、修正を希望する場合は申請期限内であれば修正が可能です。
★就職した修了生から雇用保険加入についての相談があった場合は、就職した事業所を管轄する安定所の雇用保険適用課へ相談することをご案内いただきますようお願いします。

５．申請書提出先
〒320-0845　栃木県宇都宮市明保野町1-4　宇都宮第２地方合同庁舎２階
栃木労働局　職業安定部　訓練課

★郵送による申請は、期限までに労働局に到着するよう余裕をもって送付してください。また、個人情報保護や郵便事故対応の観点から、「簡易書留」や「レターパックプラス」等、配達が確認できる方法での送付をお願いします。